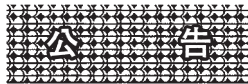


中野市のうち平野及び高丘地区	7月27日 (火)	午前10時30分から正午まで及び午後1時から午後3時30分まで	中野市大字江部1372番地8 中野市農業協同組合平野支所
中野市のうち中野、日野及び延徳地区	7月28日 (水)	午前10時30分から正午まで及び午後1時から午後3時30分まで	中野市三好町一丁目3番12号 中野市市民会館
中野市全域(豊田地区を除く)	7月29日 (木)	午前10時30分から正午まで及び午後1時から午後3時30分まで	中野市三好町一丁目3番12号 中野市市民会館

ものづくり振興課



### 公告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成22年4月22日

長野県知事 村井 仁

- 1 申請のあった年月日  
平成22年4月13日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人高齢者及び身障者人材バンク協会
- 3 代表者の氏名  
北澤 嘉次
- 4 主たる事務所の所在地  
長野市桜枝町893番地
- 5 定款に記載された目的

この法人は、高齢者および身障者が住む地域に対して、高齢者の介護と身障者の就職支援にかかわる事業を行い、高齢者および身障者の福祉の増進に寄与することを目的とする。

生活文化課NPO活動推進室

### 公告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成22年4月22日

長野県知事 村井 仁

- 1 申請のあった年月日  
平成22年4月13日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人長野県・タイ親善友好協会
- 3 代表者の氏名  
加藤 誠
- 4 主たる事務所の所在地  
長野市桜枝町893番地
- 5 定款に記載された目的

この法人は、タイで生まれ日本で生活する外国人(在日タイ人)に対して、生活援助、就労・就学支援のための事業を行うとともに、長野県とタイとの国際親善を推進するための事業を行い、在日タイ人の地位の向上と福祉の増進に寄与することを目的とする。

生活文化課NPO活動推進室

### 公告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成22年4月22日

長野県知事 村井 仁

- 1 申請のあった年月日  
平成22年4月13日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人調和の響きエコツーリズムネットワーク
- 3 代表者の氏名  
古谷 日佐子
- 4 主たる事務所の所在地  
茅野市湖東1844番地71 三井の森いずみ平10-14-8
- 5 定款に記載された目的

この法人は、茅野市の一般市民や観光業に従事する人々及び観光を利用するすべての人々に対して、地域の自然資源や文化・歴史を生かした地域の自律的な活動を持続的なものとすると同時に身体と心をリフレッシュするために訪れるすべての人々の交流と共生を支援する事業を通じて、茅野市の地域活性化と観光振興に寄与することを目的とする。

生活文化課NPO活動推進室

## 公告

次のとおり随意契約の相手方を決定しました。

平成22年4月22日

長野県知事 村 井 仁

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量  
長野県税務電算システム保守業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
  - (1) 名 称 長野県総務部税務課
  - (2) 所在地 長野市大字南長野字幅下692-2
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
平成22年3月23日
- 4 随意契約の相手方の名称及び所在地
  - (1) 名 称 富士通株式会社長野支社
  - (2) 所在地 長野市鶴巻緑町1415
- 5 随意契約に係る契約金額  
40,110,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約の理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める  
政令(平成7年政令第372号)第10条第1項第2号

税 務 課

## 公告

調理師試験を次のとおり行います。

平成22年4月22日

長野県知事 村 井 仁

- 1 試験の日時及び場所
  - (1) 日時  
平成22年9月8日(水) 午後1時から午後3時まで
  - (2) 場所  
保健福祉事務所(保健所)の所在市町とし、会場は、受験票により通知します。
- 2 試験の科目及び方法  
次の科目について、筆記試験により行います。  
食文化概論 衛生法規 公衆衛生学 栄養学 食品学  
食品衛生学 調理理論
- 3 受験資格  
学校教育法(昭和22年法律第26号)第57条、調理師法(昭和33年法律第147号)附則第3項又は調理師法施行規則(昭和33年厚生省令第46号)附則第3項に規定する者で、同規則第4条に規定する施設又は営業において2年以上調理の業務に従事したものの
- 4 受験手続
  - (1) 提出書類等
    - ア 調理師試験受験願書(所定の用紙を用いてください。)
    - イ 履歴書
    - ウ 調理業務従事証明書(所定の用紙を用いてください。)
    - エ 写真(上半身、脱帽、正面向、名刺判で出願前3月以内に撮影したもの)

なお、平成21年度に長野県が実施した調理師試験において、調理師試験受験願書に調理業務従事証明書を添付して受理され

た者は、調理業務従事証明書の提出を省略することができます。

- (2) 受験手数料  
受験手数料(6,200円)は、長野県収入証紙により(受験願書の所定の欄にはって、消印しないでください。)納付してください。
- (3) 受付期間  
平成22年7月13日(火)から平成22年7月15日(木)まで(郵送による場合は、平成22年7月15日までの消印があるものに限り受け付けます。その際、80円切手をはったあて先明記の返信用の封筒を同封してください。)
- (4) 受付場所  
希望する受験地に所在する保健福祉事務所(保健所)(長野市を受験地として希望する場合にあっては、長野市保健所)
- 5 受験票の交付  
受験願書を受理したときは、受験票を交付します。
- 6 合格者の発表  
平成22年10月7日(木)に受験願書を受け付けた保健福祉事務所(保健所)及び長野市保健所において合格者の受験番号を掲示するほか、合格者に通知します。
- 7 その他
  - (1) 試験についての問い合わせは、受験願書を提出する保健福祉事務所(保健所)又は長野市保健所にしてください。
  - (2) この試験の実施に際して収集する個人情報、この試験のために必要な範囲でのみ利用します。

食品・生活衛生課

## 公告

製菓衛生師試験を次のとおり行います。

平成22年4月22日

長野県知事 村 井 仁

- 1 試験の日時及び場所
  - (1) 日時  
平成22年9月8日(水) 午後1時から午後3時まで
  - (2) 場所  
保健福祉事務所(保健所)の所在市町とし、会場は、受験票により通知します。
- 2 試験の科目及び方法  
次の科目について、筆記試験により行います。  
衛生法規 公衆衛生学 食品学 食品衛生学 栄養学  
製菓理論及び実技
- 3 受験資格  
次のいずれかに該当する者とします。
  - (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第57条、製菓衛生師法(昭和41年法律第115号。以下「法」といいます。)附則第3項又は製菓衛生師法施行規則(昭和41年厚生省令第45号。以下「省令」といいます。)附則第2項に規定する者であって、厚生労働大臣の指定する製菓衛生師養成施設において1年以上製菓衛生師として必要な知識及び技能を修得したものの
  - (2) 学校教育法第57条、法附則第3項又は省令附則第2項に規定する者であって、2年以上菓子製造業に従事したものの
  - (3) 法附則第2項に規定する者

4 受験手続

(1) 提出書類等

- ア 製菓衛生師試験受験願書(所定の用紙を用いてください。)
- イ 厚生労働大臣の指定する製菓衛生師養成施設の卒業証書の写し(原本も持参してください。)若しくは卒業証明書(郵送による場合は、卒業証明書を提出してください。)若しくは当該施設において1年以上製菓衛生師として必要な知識及び技能を修得した者であることを証明する書類として知事が別に定めるもの又は菓子製造業従事証明書(所定の用紙を用いてください。)
- ウ 写真(上半身、脱帽、正面向、名刺判で出願前3月以内に撮影したもの)

なお、平成21年度に長野県が実施した製菓衛生師試験において、製菓衛生師試験受験願書に上記イに掲げる書類を添付して受理された者は、イに掲げる書類の提出を省略することができます。

(2) 受験手数料

受験手数料(9,400円)は、長野県収入証紙により(受験願書の所定の欄にはって、消印しないでください。)納付してください。

(3) 受付期間

平成22年7月13日(火)から平成22年7月15日(木)まで(郵送による場合は、平成22年7月15日までの消印のあるものに限り受け付けます。その際、80円切手をはったあて先明記の返信用封筒を同封してください。)

(4) 受付場所

希望する受験地に所在する保健福祉事務所(保健所)(長野市を受験地として希望する場合にあっては、長野市保健所)

5 受験票の交付

受験願書を受理したときは、受験票を交付します。

6 合格者の発表

平成22年10月7日(木)に受験願書を受け付けた保健福祉事務所(保健所)及び長野市保健所において合格者の受験番号を掲示するほか、合格者に通知します。

7 その他

- (1) 試験についての問い合わせは、受験願書を提出する保健福祉事務所(保健所)又は長野市保健所にしてください。
- (2) この試験の実施に際して収集する個人情報は、この試験のために必要な範囲でのみ利用します。

食品・生活衛生課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成22年4月22日

長野県知事 村 井 仁

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ベルプラザショッピングセンター  
上田市中丸子1647-7 外

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

みずほ信託銀行株式会社  
東京都中央区八重洲1-2-1

3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに代表者氏名  
(変更前)

小売業を行う者の氏名又は名称	代表者氏名	住 所
株式会社ツルヤ	掛 川 健 三	小諸市御幸町2-1-20
株式会社マツモトキョシ甲信越販売	麻 田 正 義	岡谷市赤羽1-4-18
株式会社ワッツオー スリー販売	越 智 正 直	大阪府大阪市中央区城見1-4-70
有限会社フラワースョップ花季	前 所 幸 明	北佐久郡立科町大字芦田1824

(変更後)

小売業を行う者の氏名又は名称	代表者氏名	住 所
株式会社ツルヤ	掛 川 健 三	小諸市御幸町2-1-20
株式会社マツモトキョシ甲信越販売	麻 田 正 義	岡谷市赤羽1-4-18
株式会社ワッツオー スリー販売	越 智 正 直	大阪府大阪市中央区城見1-4-70
有限会社フラワースョップ花季	前 所 幸 明	北佐久郡立科町大字芦田1824
杉浦 正和	-	上田市腰越1036-5

4 変更した年月日

平成22年3月1日

5 届出年月日

平成22年4月2日

6 届出書の縦覧の場所

長野県商工労働部産業政策課又は長野県上小地方事務所商工観光課

7 縦覧の期間

平成22年4月22日から平成22年8月23日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工労働部産業政策課又は長野県上小地方事務所商工観光課

産業政策課